

携帯電話のショートメッセージサービスを用いて有料動画の未払料金を支払わせようとする

「ヤフー株式会社をかたる事業者」に関する注意喚起！—消費者庁—

消費者庁が調査したところ、実在する動画配信サービスの提供等を行う事業者「ヤフー株式会社」の名をかたり、架空請求を行う事業者（以下、「偽ヤフー」）について注意喚起を行っておりますのでお知らせします。

※同名または類似名の事業者と間違えないようご注意ください

勧誘の手口

1. 偽ヤフーは、「有料動画閲覧履歴があるため、本日中に登録解除いただけない場合、身辺調査及び法的措置へ移行となります。ヤフー〇〇。」などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）を送信してきます。
2. SMSを見て不安を覚えた消費者は、SMS記載の電話番号に電話をします。
3. 偽ヤフーは、連絡をしてきた消費者に、実在する「ヤフー株式会社」の名をかたり、「有料動画に登録があり、延滞料金など未払料金が25万円ある」とウソを言い、「既に弁護士に依頼し、裁判の手続きを進めている」などと言って支払いを求めます。
4. 支払方法は、大手通信サイトのギフトカードをコンビニで購入し、ギフトカードの番号を連絡するよう指示してきます。
5. 消費者は、偽ヤフーの指示に従ってギフトカードを購入し、そのカード番号を伝えてしまいます。



消費者へのアドバイス

- 詐欺的な行為を行う事業者が、実在する事業者をかたる場合があるので話の内容をよく確認しましょう。
- 身に覚えがなければ、記載された電話番号には絶対に電話をしないでください。
- このようなSMSが送られてきた場合は、要求に応じる前に消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日